

# 改正省エネルギー法が4月1日に施行

## 資源エネルギー庁

石油危機を契機に1979年（昭和54年）に制定された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」が、平成20年5月に一部改正を行い、平成22年4月1日付で施行されることになった。

省エネ法が直接規制する事業分野としては、「工場・事業場」、「輸送」、「住宅・建築物」、「機械器具」の4つがあるが、ここでは「工場（※1）・事業場（※2）」に対する改正内容を紹介する。

※1：工場を設置して事業を行う者

※2：事業場（オフィス、小売店、飲食店、病院、ホテル、学校、サービス施設等全ての事業場）を設置して事業を行う者

## 1 改正前の基準

### (1) 指定基準

燃料・熱・ガス・電気などのエネルギーを一定規模以上使用する工場・事業場は、その年間のエネルギー使用量（原油換算値）を工場・事業場ごとに国へ届け出て、エネルギー管理指定工場の指定を受けなければならない。

- 年間エネルギー使用量3,000kℓ以上：第一種エネルギー管理指定工場
- 年間エネルギー使用量1,500kℓ以上：第二種エネルギー管理指定工場

### (2) 義務

エネルギー管理指定工場は、エネルギー管理者やエネルギー管理員の選任、エネルギーの使用の状況等の定期報告書や中長期計画書の提出、設備ごとのきめ細かな現場でのエネルギー管理を工場・事業場単位で行うことが義務づけられた。

## 2 主な改正ポイント

### (1) 指定基準の改正

- ① 工場・事業場単位から企業単位へ  
今回の改正では、これまでの工場・事業場

ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理となった。したがって、企業全体（本社、工場、支店、営業所等）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計1,500kℓ以上であれば、その使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければならない。

- ② 特定連鎖化事業者も新たに規制の対象になった。

コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行うことが義務づけられた。フランチャイズチェーン本部が行っている事業について、約款等の取り決めで一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ事業者（加盟店）を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量（原油換算値）が合計1,500kℓ以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければならない。

また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまでと同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることになる。

### (2) 報告書等の提出単位の変更

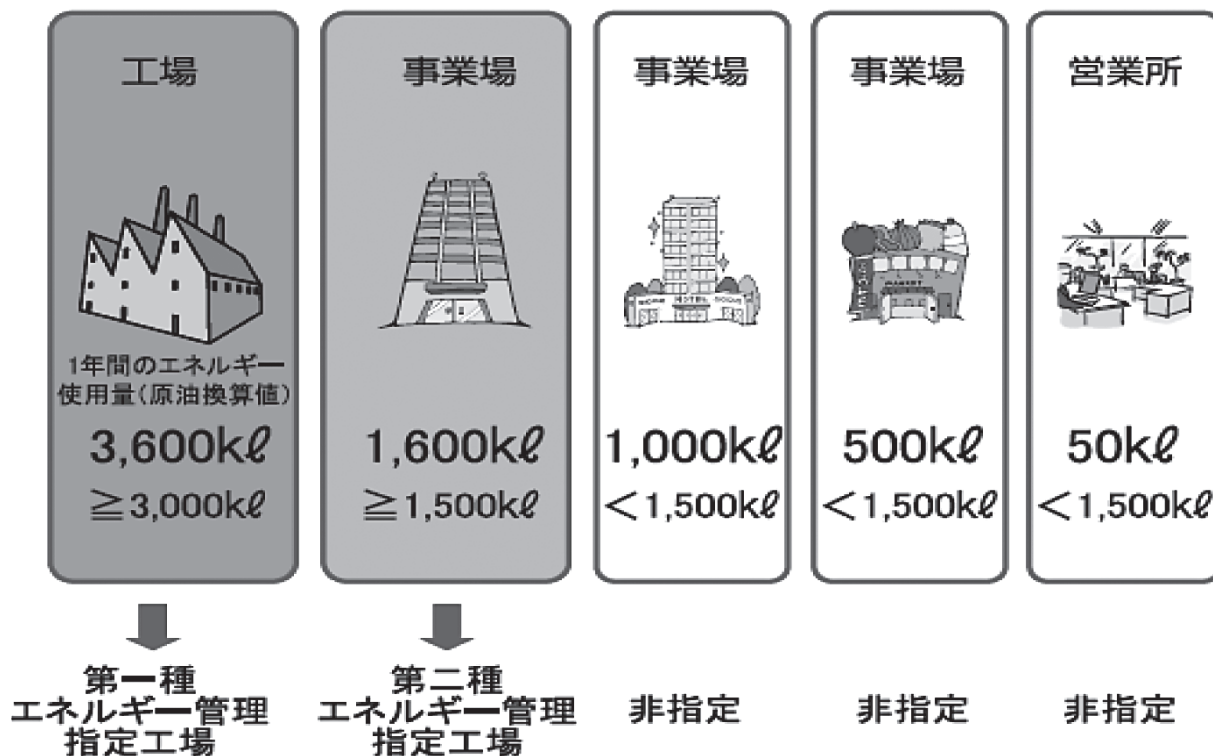
エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書及び中長期計画書の提出が、従来の工場・事業場単位から企業単位での提出に変わった。

### (3) エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者等）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者）をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務づけられた。

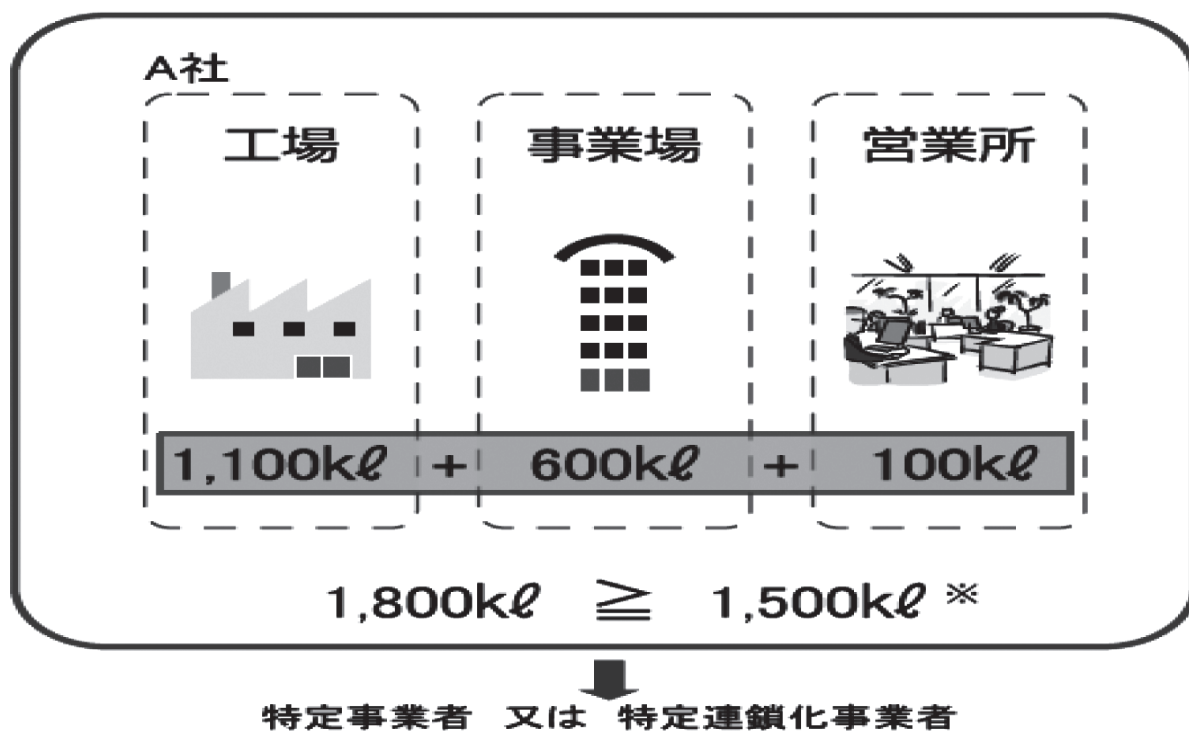
## 改正前

### 工場・事業場単位の法体系



## 改正後

### 企業単位の法体系



※年間エネルギー使用量が合計1,500kℓ以上であれば、指定対象となる。